

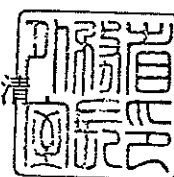
覚 書

外経協緊第11号

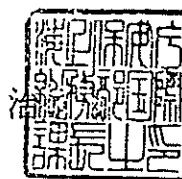
保総国第55号

平成5年4月21日

外務省経済協力局政策課
国際緊急援助室長
設 楽



海上保安庁総務部国際課長
大 藪 讓



国際緊急援助隊要員として指名された海上保安官等に対して発給される数次往復用公用旅券の管理につき下記のとおり了解した。

記

1. 標記公用旅券は、海上保安庁総務部国際課がその責任において保管・管理するものとする。
2. 標記公用旅券は、原則として国際緊急援助隊に関する国の用務で派遣される場合にのみ使用させるものとし、当該用務以外で使用する必要が生じた場合にはその都度外務省と協議するものとする。ただし、救難活動の用務で使用する場合（国際緊急援助隊に関する国の用務の場合を除く。）は、事後に通報を行うものとするが、その場合であっても可及的速やかに行うものとする。
3. 標記要員としての指名が解除された者については、速やかに標記公用旅券を外務省に返納するものとする。